

デジタル・コンテンツ利用促進協議会
『会長・副会長試案』に対する御意見(概要)

項目1 「本試案の背景・目的と骨子」について(試案全体への意見を含む)

無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会(MIAU)

意見：個別具体的な契約や労使交渉等ではなく、法制度を整えることによって、現行著作権法スキームの欠陥を埋めていこうとする試みには大いに賛同する。

個人

意見：権利を持つ者がさまざまな思惑から許諾を拒否したり、あるいは複数の権利者間で意見が対立したりして、結果的にコンテンツが流れない事態を解消する試みとして、特別法を制定する趣旨にはおおむね賛成である。実効性が期待できるよう、今後の詰めの議論をお願いしたい。

ソフトバンク株式会社

意見：デジタル・コンテンツの利用促進という方向性については賛成であるが、デジタル・コンテンツの利用促進を特別法により行う必要性がそもそもあるのか検討が必要であり、特別法による手当てをすとしても、権利者が不明な過去のコンテンツをネット配信する場合などのケースに限られるべきである。権利情報の明確化及び適正な利用を加重な困難なく行い、原権利者に適正な還元がなされる仕組みは必要であるが、権利の集中化とは切り離して検討すべきである。

個人

意見：現状で権利集約が進んでいないコンテンツは実写テレビ番組のみである上、それを権利集約させる必要などが本当にあるのか疑問である。その気になれば、テレビ局は契約で権利集約をやっつけのけるが、ネット配信でそうならないのは、そこまでの儲けがないからであり、強制的に権利集約をする必要が理解できない。

映画製作者

意見：映画については、著作権法により映画製作者に権利の集中がなされており、権利者団体との契約に基づき、インターネット上における利用および権利処理は効率的に行われていることから、現行の著作権法制度で支障はなく、特別法は不要と考える。

団体

意見：十分な検証、論議なくして著作権法とは異なる新たな特別法を早急に設けることには反対する。

項目2 「デジタル・コンテンツの利用に関する権利の集中化」について

無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会(MIAU)

意見：原権利者の別段の意思表示に関するメルクマールについては、本試案の趣旨を空文化せず、不利益を受ける者への配慮という点から、特別多数の賛成とするのが望ましい。

個人

意見：権利者間で意向が対立した場合に、「法定事業者」として想定されていなかった権利者でも「法定事業者」になれる道も考えられる。「法定事業者」として複数の候補が立ったときには、どちらがより広範な二次利用を想定して許諾の計画を立てているかで判断しては如何か。原権利者が拒否をするハードルとしては、試案の選択肢の中では3分の2というラインが穏当なところと考える。原権利者が制度の活用を拒否した場合、その事実についてコンテンツID登録管理事業者のデータベースへ登録するようには如何か。

中泉 拓也(関東学院大学・経済学部・准教授)

意見：わが国の著作権法においては、権利の集中化が行われた後に、原権利者が著作権人格権に基づき、コンテンツ利用の差し止めを請求する可能性が否定できないことから、権利の集中化の要件に関して、集中化の際には、原権利者が著作権人格権についても許諾していることを、何らかの表現で示唆することが望ましい。権利を集中管理する法定事業者については競争法を適用し、排他的行動の抑制に努めることまで踏み込んで記述することが適切である。

小沢 隆弘

意見：原権利者の集中化を図ることは必要だが、多数決でよいかどうかは問題がある。権利者の権利にも軽重を付ける必要があり、利用事業者と権利者との契約の中で決められるべきであり、その比率に不満があるときは一種の仲裁機関に訴えることが出来るようにしておく必要がある。

団体

意見：対象となるコンテンツはテレビ番組をはじめとした映像コンテンツのみに絞ってかまわないと考える。原権利者が合意した上で任意に登録することによって権利集中を図るのが合理的である。ただし、既存コンテンツについては、相応の努力を払っても権利者が不明であった場合は、法定の利用料を供託することによって製作者が登録出来るものとするべきである。法定事業者については、特定の事業者を指定するべきではない。管理者はインターネット上での利用について対外的に唯一かつ包括的な利用許諾権者として振る舞うと考えるべきである。

(株)マガジンハウス

意見：複合コンテンツである雑誌は権利構造が単純な活字単行本とは性格が異なり、音楽コンテンツよりも優先して対応が必要と考える。出版コンテンツを対象に含めることを強く要請したい。

石原 篤

意見：“原権利者を尊重するという観点”と“対象コンテンツの利用・流通の促進を促すという観点”のどちらの観点で本試案を推し進めていくのかが全く明確になっていない。原権利者と、「法定事業者」に相当する事業者との間での協議の場を設定して落としどころを見出すなどの根本的な問題解決に向けた積極、且つ具体的な行動が重要である。

映画製作者

意見：映画の著作物は現行法において権利の一元化が図られており、インターネット上での利用においても、原権利者に対する権利処理の煩雑さが問題となることはない。

映画製作者

意見：映画については、著作権法により映画製作者に権利の集中がなされ、権利者団体等との契約も進み、インターネット上における利用に伴う権利処理も適正に行われているので、特別法の対象コンテンツから除外し、法定事業者に権利を集中することも不要と考える。

映画製作者

意見：映画コンテンツについては、『ワンチャンス主義』が適用されており、ネット利用に関して特段の問題は生じていないことから、敢えて特別法を立法化する必要性を感じない。本法においても引き続き『ワンチャンス主義』を適用すべきである。

項目3 「対象コンテンツの権利情報の明確化及びその効果」について

無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会(MIAU)

意見：コンテンツ ID 管理については、ID の仕様の標準化を行い、データベースが相互に連携しあえるよう相互接続性を担保して、オープン性を確保したデータベースの運用を図るべきである。対象コンテンツの権利侵害に関する免責には賛同するが、一般に表見法理は善意無過失が主流である以上、行き過ぎの感は否めない。善意無重過失の推定に関しては仔細な根拠を明示すべきである。

個人

意見：原権利者が本制度の利用を拒否した場合についても、その旨だけでも本制度のデー

データベースへ登録するようには如何か。仮に多くのコンテンツが特別法の適用を拒否したとしても、その事実を蓄積することができれば、コンテンツ ID 登録事業者のデータベースの充実を図れるのではないか。

団体

意見：この制度のため、我が国で唯一の公的データベースを整備すべきである。登録の効果は、登録されたコンテンツの無許諾利用(侵害行為)に関して①原告(管理者)に権利保有の証明を免除すること、②賠償額の疎明義務を利用者に転嫁すること又は損害賠償額の重加算規定を設けること、③侵害行為の差止仮処分を規定することなどが考えられる。

映画製作者

意見：映画の著作物については、現状においてすでに作品ごとに原作・脚本等の原権利者の権利情報は第三者にとっても明確であり、権利情報の登録を著作権者に義務付けるような制度は、実務の煩雑さを増すものである。

映画製作者

意見：映画については現状においても現状においても権利情報が第三者にとっても明確となっており、特段の支障はない。登録を著作権者になるための要件としないことを要望する。

映画製作者

意見：映画については、現状においても映画データベース等により権利情報は明確であり、特別法により対象コンテンツとして登録することは不要と考える。特別法により登録制度を導入することは、新たな人的・金銭的コストを発生させるだけでなく、現在行われているインターネット配信事業に混乱をまねき、かえって流通阻害要因となりかねない。

項目4 「対象コンテンツの適正な利用と原権利者への適正な還元に向けた仕組み」について

無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会(MIAU)

意見：デジタル・コンテンツの流通促進という趣旨を貫徹するのであれば、既存の権利者のサボタージュを減らすために、合理的な方法に基づいて算定された公正な価格をもって申込みを行った者に対する応諾義務はあるべきだが、不調に終わった場合の裁判所による価格決定条項等を盛り込むべきである。

個人

意見：法定事業者には、「ある種のコンテンツについて」の留保部分を削除した上で応諾義

務を課す案を支持する。又は、コンテンツ・ライセンス事業者にライセンスを委託する予定の者が法定事業者になりやすくする制度設計を採れば、特別に法定事業者へ応諾義務を課す必要は薄まるかもしれない。還元比率などをめぐり権利者間で交渉が難航した場合、それが原因で特別法の運用が進まなくなってしまうおそれがあるので、経団連の暫定分配ルール(2005年)を参考に、映画・放送番組・音楽について暫定的な分配ルールを策定してみてはどうか。

石原 篤

意見：“所在不明の原権利者等に対しては、何らかの公正な対価を決めるメカニズムを策定することが必要”という点及び“著作権等管理事業者に相当する事業者を設けること”については賛成する。早急に原権利者団体と利用者団体との間の協議の場を設定すべきである。

小沢 隆弘

意見：還元を当事者間の契約に委ねたのでは現状と変わらない。政府か第三者機関が還元率等についてガイドラインを示すなど一定の歯止めの措置が必要である。

団体

意見：応諾義務は課すべきではないが、地上波テレビ放送事業者に対して一定の範囲内のコンテンツについて公的データベースへ登録し、利用者に合理的な条件においてネット上で利用せしめるよう義務づけることは選択肢の一つである。

映画製作者

意見：法定事業者はコンテンツ・ライセンス事業者を兼務できることを明記すべきである。また、法定事業者は、権利を有するコンテンツを自ら利用又は利用許諾することにより、経済合理性を有する企業活動を行い、そのことは、ユーザー及び原権利者等の利益にも資することになるので、法定事業者に応諾義務を課す必要性はないと考える。

映画製作者

意見：映画ビジネスのウインドウコントロールについては、市場原理に基づく権利者のビジネス判断により決定されるべき問題であることから、応諾義務の法定化に対しては強く反対する。また、クリエイターの収益の最大化にも配慮をいただきたい。

映画製作者

意見：映画のインターネット上における利用については、市場原理に基づき映画製作者がビジネス的な判断により行うものであり、現行の著作権法制度でも支障なく行われている。特別法により法定事業者として義務を負わせることやコンテンツ・ライセンス事業者

を設けることは、映画ビジネスの根幹を崩壊させるものであり、強く反対する。

映画製作者

意見：映画の著作物においては、現行、著作権者は利用(権利行使)する都度原権利者に対して契約に基づく対価を支払っており、問題はない。権利者に応諾義務を課すこと、及び登録の有無により利用許諾権限を移転させることは、映画ビジネスの根幹を崩壊させるものであり、強く反対する。

項目5 「デジタル・コンテンツの特性に応じたフェア・ユース規定」について

ソフトバンク株式会社

意見：技術の進歩や新しいビジネスモデルの出現に柔軟に対応するためには、デジタル・コンテンツに関しては、フェア・ユース規定とともに米国のデジタルミレニアム著作権法のもとで規定されているような明確なセーフハーバー規定(免責規定)の導入が必要である。

個人

意見：インターネットに限定した特別法であるからこそ、フェア・ユース規定を盛り込むことに賛成である。また、その要件を(実験的ではあるが)米国著作権法と同じものにしてみてはどうか。

団体

意見：デジタル・コンテンツについて利用者に現在の著作権法 30 条より適切な利用状況を実現せしめることが重要であるという理解は共有するも、それがそもそもフェアユースによって行うかどうかについては議論の余地がある。

無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会(MIAU)

意見：フェア・ユース規定を盛り込む点は大いに賛成するが、その要件に関して検討がなされていない段階では判断が付きかねる。デジタル・コンテンツの特性に応じたフェア・ユース規定の詳細が決定した段階で、再度パブリックコメントを募集されることを希望する。

映画製作者

意見：フェアユース規定の導入については、著作権者の権利を包括的に制限するものであれば、違法行為の増加、訴訟の頻発等の様々な問題が起きることが予想されるため、映画製作者を含む権利者の意見を聴取していただき、慎重に検討されることを要望する。

映画製作者

意見：日本版フェアユースの導入については、個別の事象において様々な支障が起きることも想定されるため、映画製作者を含む権利者側も意見を主張できる場を設定していただき、慎重な議論が必要である。

映画製作者

意見：デジタル・コンテンツの特性に応じた何らかの制限規定の導入については、ユーザー側の利便性向上にばかり目を向けず、権利者側に一切不利益がなくむしろ利益が向上するような公正なものとなるよう、権利者側の意見も聴取されたうえ、くれぐれも慎重に検討されることを望む

総務省情報通信審議会 情報通信政策部会 デジタル・コンテンツの流通促進等に関する検討委員会等において示された試案に対する意見概要

- ・ 試案は、安価にコンテンツを仕入れたいという虫のよい話に聞こえる。権利集中によるコストの低減といっても使用料の低減にすぎないのではないか。通信事業者が自らリスクをとって前向きに行動しようとしなのに、なぜ特定のコンテンツのみをねらって法律を作らないと行けないのか。
- ・ 応諾義務を課さない場合も選択肢としているが、それでなぜ流通が進むと言えるのか。
- ・ 特定の産業等を優位にするために法律を作ることは望ましくないのではないか。
- ・ 試案は、ネット法の中のわかりやすい結論を削ってしまって、むしろわかりにくくなっている。コンテンツを推定譲渡せよと言うことなのか。
- ・ コンテンツ利用者の側の意見として権利制限を主張しておきながら、契約による処理が行われているアメリカの例を引くのはちぐはぐなのではないか。
- ・ これまでに、権利の切り下げでビジネスが生まれたことはない。流通が活性化しないのは、ビジネスモデルが生まれていないからである。
- ・ 権利処理が困難である、権利者が二次利用に反対している、そのためインターネットにコンテンツが流れないという決めつけは間違っているのではないか。
- ・ メディア関係者は、新しいメディアが出現したときには、既存のメディアとのバランス等を分析して、合計すればプラスということになるのであれば、それを権利者等にどのように分配するか等を考え、権利者等の意見を伺い、合意して進めてきた。インターネットも同様に考えるべきではないか。
- ・ 試案は、「市場の失敗」を前提としているが、市場の失敗については定量的に証明すべきではないか。外部経済が発生するのかを算定し、当該外部経済の受益者が前払いで支出をするということにすれば、関係者間の合意形成も進むのではないか。
- ・ 実演家のマネージメントや映画製作をしている立場からすると、自分たちの問題とし

て実感が伴わないというのが正直な気持ちのように感じられる。現状では、二次利用ではなく、一次利用に重きを置いてビジネスを行い、儲けられるのであれば二次利用のビジネスチャンスも窺うという状況である。

- ・ 権利者や製作者という立場が固定されてしまうとコンテンツの活性化につながらないのではないか。チャンスに恵まれればメディアを自由に使ってコンテンツを作るという選択肢は必要である。

- ・ 当社としては、メディアミックスを展開する中で、どのようにコンテンツの価値を高めるかを考えている。海賊版問題、海外にコンテンツが出て行かないと言う問題がある中で、どのようにインターネットでコンテンツの市場を育てると同時に、海賊版を減らすか。関係者と一緒に考えられればと思う。

- ・ 利用する側の立場からすると、特にコンテンツ情報の明確化や登録の強制などは推進して頂きたい。

- ・ これに対して権利者の立場からは違和感があるのではないか。配分がどの程度になるかも並行して議論をしないと、利用への同意の意思表示もできないであろうから、話し合いが必要であろう。

- ・ 新法ができれば IT 事業者にとってそれなりに効果はあろうことから、試案は悪くはないと思う。ただ、違法コピーが横行している状況においては、十分な効果は期待できないのではないか。マッシュアップなどによるネット独自のコンテンツの二次利用がどの程度適法にできるようになるのかという議論の方が重要であろう。

- ・ 日本において、デジタル・コンテンツは、マルチ展開が進んでおらず、シンジケーションも存在しない。また、日本では著作権が非常に強い。過去の制度によって作られた現状の産業構造の検証も必要である。

- ・ 過去のコンテンツについては強制許諾を行うことに賛成である。これに対して将来のものについては、映像版 JASRAC や自主的取り組みによるのがよいのではないか。

- ・ 権利処理に際しての権利者の検索、モニター等のコストが高いので利用が進んでいない状況は存在する。これを下げることによって、使用料が高くなる可能性もあるのではないか。

- ・ 新法のニーズや効果を示すデータが不足しているのではないか。アカデミズムの方でも引き取って検討する必要があるのではないか。